

令和4年度改正関係資料 (納税環境整備関係)

記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備（令和4年度改正）

○ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備について未然に抑止するための以下の過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講ずる。

【改正後】

(1) その修正申告等があった時前に、帳簿（電子帳簿を含む。）【対象範囲：所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿】の提出の要求があった場合において、次のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額（帳簿に記載すべき事項に基づく税額に限る。）に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重（下記②については、5%加重）する。

- ① 不記帳・不保存であった場合（その提出をしなかった場合）
- ② 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分な場合は①）

(2) ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は上記(1)の措置は適用しない。

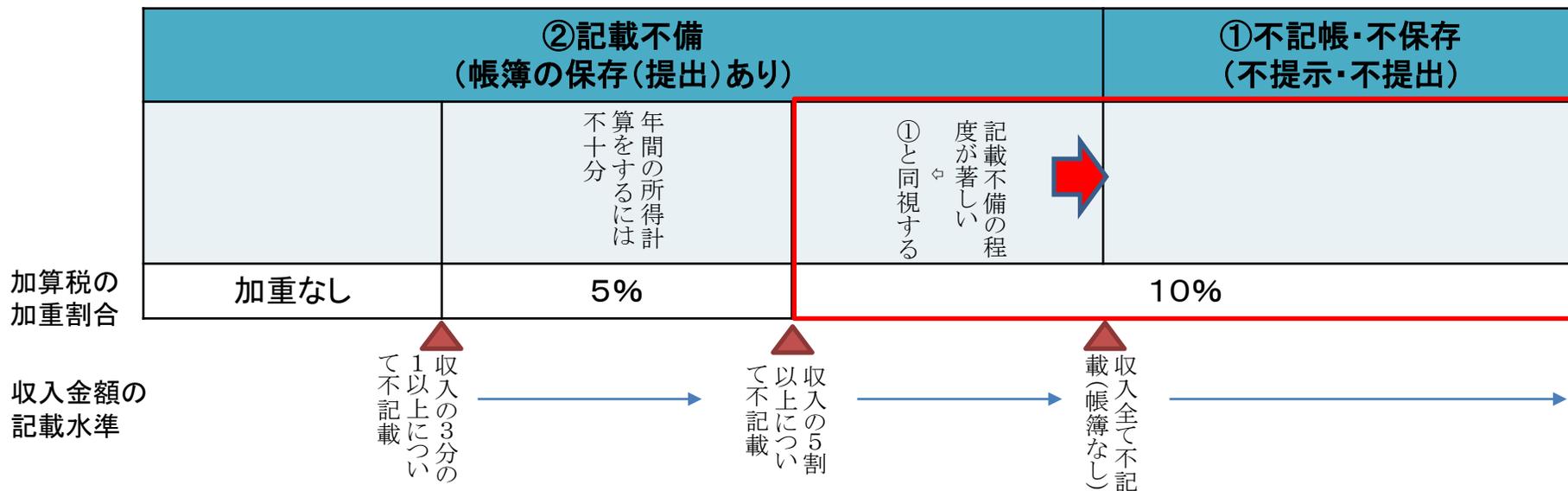
（注1）上記の「一定の売上に係る帳簿」とは以下のとおり

- ・白色申告者・青色申告者（簡易・現金）・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿：売上帳、売掛帳、現金出納帳等
- ・青色申告者（複式）：仕訳帳、総勘定元帳（売上に係る部分に限る。）

（注2）令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

- ・ 給与所得者を含めた全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であり、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない不公平を是正するため、その記帳義務の履行の程度に応じたペナルティ（加算税の加重）を課す。



（注）収入金額は営業収入を使用。

財産債務調書制度等の見直し(令和4年度改正)

【改正前】

提出義務者： 以下のいずれの基準にも該当する者

- ✓ 所得基準 : 所得2,000万円超
- ✓ 財産基準 : 総資産3億円以上 又は
有価証券等1億円以上

提出期限: 翌年3月15日

記載内容: 12月31日時点で保有する財産・債務の
所在地・銘柄別・価額等

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能
例: 取得価額 100万円未満の家庭用動産
(現金・美術品等を除く)

【改正後】

提出義務者: 改正前の提出義務者に加えて、
以下の基準に該当する者も対象とする

- ✓ 財産基準 : 「総資産 10億円以上」
(所得基準なし)

提出期限: 翌年6月30日

記載内容: 同左

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能
例: 取得価額 300万円未満の家庭用動産
(現金・美術品等を除く)

【課題】

- 所得2,000万円以下の者は、仮に高額資産を保有していたとしても、調書の提出義務がない。
⇒納税者における資産の異動状況等について、十分に把握できているとは言い難い。
- 「現行の提出期限(3月15日)までに、保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載することは必ずしも容易でないことを勘案し、提出期限は6月末以降とすべき」との指摘がある。
- 提出義務者の事務負担軽減の観点から、記載省略の範囲について拡大する余地があると考えられる。

(注1) 国外財産調書についても、提出義務者の事務負担軽減の観点から、提出期限の緩和及び記載省略の範囲の拡充を行う。

(注2) その他所要の措置を講ずる。

(注3) 令和6年1月1日以後に提出すべき調書(令和5年分以後の調書)について適用する。

証拠書類のない簿外経費への対応策（令和4年度改正）

- 税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を偽装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置を講ずる。

【改正後】

- 納税者【対象範囲：所得税法及び法人税法の納税者】が、事実の偽装・隠蔽がある年分（事業年度）又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告（更正を予知する前の修正申告を含む。）における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により所得税法又は法人税法上保存義務のある一定の帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含む。）
- ② 帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

（注1） 納税者が個人の場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあつては、小規模な業務に係るものを除く。）。

（注2） 推計課税の場合においても適用される。

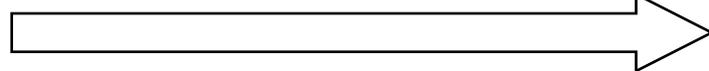
（注3） 上記の改正は、納税者が個人の場合については令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合については令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】

取引が行われた事実及びその費用の額が、①納税者の保存する帳簿書類等からも②税務当局による反面調査等によっても明らかにならない場合は、必要経費・損金に算入しない。



税務調査



①帳簿書類等



②反面調査等

